

中野区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業の利用上限時間の拡充について

1 事業の概要

本事業は、中野区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業実施要綱に基づき、重症心身障害児（者）又は医療的ケア児の健康の保持と介護する家族等の介護に係る負担の軽減を図ることを目的として実施している。事業内容については、1回あたり2時間から4時間の範囲で訪問看護ステーションの看護師等が被介護者の居宅を訪問し、医療的なケアや食事、排泄の介助等を行っている。

平成28年10月から重症心身障害児（者）を対象に事業を開始し、平成29年7月に医療的ケア児も対象に加えている。

なお、本事業は東京都の補助対象となっており、経費の1/2が補助される。

2 拡充の内容

令和5年4月1日より、東京都の「在宅レスパイト・就労等支援事業補助金交付要綱」が改正され、1会計年度あたりの利用登録者の利用上限時間が96時間から144時間に拡充された。

これに伴い、中野区においても同様に拡充する。

3 対象者

利用登録者 41名（うち令和4年度利用者25名）

4 実施日

令和5年4月1日

5 その他

利用登録者及び関係事業所に周知を行う。